

外国訴訟差止命令と国際礼讓

(エアバス・インダストリー事件貴族院判決を主題に)

安藤 誠二

目次：

- 1 . はじめに
- 2 . スピリアダ・マリタイム事件外 2 件の重要先決判例
- 3 . エアバス・インダストリー事件の事実関係
- 4 . テキサス訴訟
- 5 . 高等法院コルマン判事の判決理由
- 6 . 控訴院ホブハウス判事の判決理由
- 7 . 貴族院へ上告の趣意
- 8 . 根底にある原則
- 9 . エアバス・インダストリー事件の問題点
- 10 . 単一法廷地事例
- 11 . 国際礼讓
- 12 . エアバス・インダストリー事件の本質
- 13 . 貴族院の示す結論
- 14 . 判決に付記された後記
- 15 . おわりに

1 . はじめに

国際的裁判管轄の抵触を解決する手法には、欧州共同体諸国間で適用されるブリュッセル条約¹がある一方に於いて、コモン・ロー世界が広く採用する手法がある。コモン・ロー諸国²は、概して、裁判管轄の確立を広範に規定するため、管轄の抵触は避けられない。コモン・ロー諸国の採用する解決手法としては三様の方法がある。一つは並行訴訟の容認であり、二つは他の法廷地に裁判権を讓歩する訴訟手続の停止または却下であり、残るは他の法廷地の訴訟手続の進行を間接的に抑止する外国訴訟差し止め命令(anti-suit injunction)である。

本稿は、係争事項に関し事物管轄を有しない英国裁判所が、外国裁判所間の管轄抵触を審判して、何れか1国での訴訟手続を阻止するため、自己の人的管轄に服する英国人に対して「外国訴訟差し止め命令」を下すことは許されるか？が問題となったエアバス・インダストリー事件貴族院判決³の解説を試みると共に若干の註釈を付記するものである。この事件は、第三国が他国間の

管轄抵触に介入する特異な事例であるが、国際市場で活動する我が国の会社にも無縁とは言えず⁸⁴、更には管轄抵触一般を再確認するうえで好個の資料を提供する判例であると考えらる。

問題は二段階から成る。先ず前段階として、抑も英国裁判所にこのような裁判権が存在するか否かであり、第二に、裁判権が認められるとして、差し止め命令を認可する裁判官が、裁量権行使に際して、依拠すべき判断基準は何かである。本事件から得られた結論を簡略に言えば、第一審の高等法院と第二審の控訴院は、共に第一段階の問題を肯定に解したが、第二段階の判断基準で意見を異にしたため、控訴院は、外国訴訟差し止め命令の請求を却下した第一審裁判官の判決を覆し、差し止め命令を認可した。ところが、本稿が主題とする貴族院判決は、第一段階で問題となる裁判権の存否を、一般原則として(例外を認める余地がある)国際礼让(comity)を根拠に否定したため、第二段階の判断に立ち入らず、原審の認めた外国訴訟差し止め命令を破棄することとなった。

2. スピリアダ・マリタイム事件外2件の重要先決判例

ところで本判決を仔細に読むうえで必要となる先例が幾つか在る。フォーラム・ノン・コンヴィニエンス法理(principle of forum non conveniens)を英国裁判所が最初に認知したスピリアダ・マリタイム事件貴族院判決⁸⁵、外国訴訟差し止め命令を認可する基準を明確に示したアエロスパシヤル事件枢密院司法委員会判決⁸⁶、及びこの二判決を詳細に再吟味したカナダ最高裁によるアムケム・プロダクツ事件判決⁸⁷がその代表的な判例である。本論に立ち入る前に先ず、これら三判決の事実関係と判旨を要約することとする。

第一のスピリアダ・マリタイム事件は次のようなものである。カナダのブリティッシュ・コロンビア州ヴァンクーヴァー港からインド向けの撒荷硫黄貨物を輸送するため、リベリア船主所有船スピリアダ号が傭船された。船主は、船積み時に貨物が水分を含んでいた結果、船体に激しい腐食が発生したものと主張した。そこで船主は、英国法準拠を定める契約の違反に対する損害賠償請求訴訟であることを理由に、ヴァンクーヴァーまたはカナダ国内の他の地に所在する荷送り人に対する訴状送達の許可を、一方当事者申し立てにより(ex parte)、取得した。荷送り人は、事案が最高法院規則11条4(2)項⁸⁸に定める「域外送達に適した事案」(a proper [case] for service out of the jurisdiction)であることが証明されていないことを理由に、当事者一方の申し立てによる命令の解除を求めて、召喚状を出した。申し立てを審理した高等法院のストーン判事(Staughton J.)は、他船ケンブリッジシャー号に関する同一荷送り人に対する類似損害賠償請求訴訟の審理を既に開始していたため、証人の出廷可能性、訴訟

手続重複の危険性、及びケンブリッジシャー号訴訟に關与して得た法廷弁護士と事務弁護士の経験が時間と費用の節約に資する事実を考慮して、荷送り人の申し立てを却下した。

荷送り人の控訴を受けた控訴院(Neill and Oliver L.JJ.)は、ストートン判事の考慮した要素を、総合しても、英国裁判所が司法正義の目的実現に他より明白に適していることは証明されず、またストートン判事の考慮しなかった他の要素、即ち、英国訴訟が却下されると船主はブリティッシュ・コロンビア州の出訴期限に遅れる事実は中立要素であると判断して、控訴を認容して訴状送達の許可を撤回した。⁹⁹ 船主上告。

貴族院は、事案が規則11条4(2)項に定める訴状の域外送達に適したものの可否が決定する裁判所は、管轄域内に所在する被告に対して送達により管轄が権利として(as of right)確立した訴訟に於いて、フォーラム・ノン・コンヴィニエンスを根拠に訴訟手続の停止の求める申し立てが為されたときと同様に、全当事者の利益のため(for the interests of all the parties)及び司法的正義の目的実現のためには(for the ends of justice)、何れの法廷地で審理を行うのが適当であるかを確認しなければならず、またそれ故に、一審裁判官は正しい基準を確認したこととなり、ケンブリッジシャー号事件訴訟に継続して英国訴訟を提起する効率、迅速性、及び経済性を考慮した一審裁判官の裁量権行使に対し控訴院が容喙することは許されないものと判断した。

次に参照する判例はアエロスパシヤル事件である。フランスの会社であるアエロスパシヤルが製造し、英国の会社が所有し、更にはマレーシアの会社が運航且つ営業するヘリコプターがブルネイ国内で墜落し、乗客のブルネイ人実業家が死亡した。死亡した実業家は、ブルネイで操業する石油掘削事業に食料を供給する企業やその他の事業を営み成功を収めていた。彼の未亡人と遺産管財人が原告となって、ブルネイ国内ではアエロスパシヤルとマレーシア会社を、フランス国内ではアエロスパシヤルを、テキサスではアエロスパシヤルとその関連会社及びマレーシア会社とその関連会社を、それぞれに被告として訴訟を開始した。テキサスの裁判所はアエロスパシヤルがテキサス州内で営業を営むため裁判管轄を有することとなる。アエロスパシヤルに対するフランス訴訟は取り下げられ、またマレーシア会社に対する原告の請求は和解で決着した。アエロスパシヤルとその関連会社は、テキサス州裁判所に対しフォーラム・ノン・コンヴィニエンスを根拠に、原告の請求を却下するよう求めたが、裁判所は理由を付さず被告の申し立てを却下した。そこでアエロスパシヤルは、原告に対してテキサス州に於ける訴訟継続を差し止める命令を下すように、ブルネイ国高等法院に訴えた。訴えは却下され、控訴手続きがとられた。原告は、テキサス訴訟に於いては、非陪審審理に同意すること、及び責任と賠償額に關し

てはブルネイ法が適用されることに同意すること（それ故厳格責任を基礎とする被告に対する請求及び懲罰的損害賠償金に関する請求は行わないこと）の保証を、ブルネイ裁判所に提出した。他方エアロスパシヤルは、原告とそのテキサス州弁護士の立場をブルネイで保護すること、及びブルネイ訴訟の早期開始を保証した。エアロスパシヤルからマレーシア会社に対する損害賠償金分担通告が為され、マレーシア会社はブルネイ裁判所の管轄には服するがテキサス裁判所の管轄には服さないこと及びエアロスパシヤルがブルネイで発する第三者参加の訴状送達を受諾する旨の意思表示を行った。ブルネイ国控訴裁判所は、原告のテキサス州訴訟代理人が行った活動の成果を考慮すると、テキサス州が適正法廷地(appropriate forum)且つ自然法廷地(natural forum)となったものと判断し、差し止め命令認可を拒否した一審判決を維持した。ところが枢密院司法委員会は、以下に述べる理由を挙げて、エアロスパシヤルの提出した前記保証を条件に、上告認容の判決を行った。

(1)他の裁判管轄地に於ける原告の訴訟開始または遂行を抑止するため差し止め命令を認めるべきか否か検討するとき、裁判所は、フォーラム・ノン・コンヴィニエンスを根拠に訴訟手続停止を認可する際に適用される原則と同一の原則には依拠しない。先例の示すところによれば、裁判所の管轄に服する原告を外国訴訟遂行から抑止することが司法的正義(justice)の要請であるときに差し止め命令は認められ、また原告の外国訴訟遂行を抑止すべきことを求める司法的正義の有無を判断する際には、原告の行為が[被告に対して]苛酷(oppressive)であるか否かまたは[原告の]訴権濫用(vexatious)であるか否かの問題は重要ではあるが、同時に裁判所は、原告が紛争解決を自然法廷地に制限される結果、外国法廷地に於いてなら得られる利益(advantages)を奪われるか否かの原告に対する司法的不正義(injustice)を考慮しなければならない。

(2)原告のエアロスパシヤルに対する訴訟を審理する自然法廷地はブルネイであってテキサスではない。テキサス訴訟遂行のためテキサス州の弁護士が既に行った活動の成果は、テキサス州裁判所を紛争解決の自然法廷地と決定するためには充分でない。テキサス訴訟が継続すると、エアロスパシヤルが責任を認定されたときには当該訴訟手続内でマレーシア会社に損害賠償金の填補乃至分担(indemnity or contribution)を請求し得ず、エアロスパシヤルに対して著しい司法的不正義を与えるため、テキサス訴訟はエアロスパシヤルに対して苛酷である。エアロスパシヤルの提出した保証により、原告のテキサス州で得られる利益がブルネイ訴訟でも十分に確保されているため、原告をテキサス訴訟手続から抑止しても、原告に対して司法的不正義を与えることとならない。

最後に第三の重要先例アムケム・プロダクツ事件を要約する。多数の原告が、自己の製造・販売した石綿(asbestos)に被曝した[と主張する]被告がテキ

サス州で損害賠償金請求訴訟を提訴することを禁ずることを求めて、ブリティッシュ・コロンビア州で外国訴訟差し止め命令訴訟を開始した。原告は全て法人であり、過去に船舶と建物の建造に用いる石綿製品の製造、販売、及び供給に携わっていた。原告の大多数は米国人であり、主たる営業地は米国国内にあるが、テキサス州法に基づき設立された会社は皆無で、一社が主たる事務所をテキサス州内に置き、また他の一社が主たる営業地をテキサスとする子会社を持っているのみである。但し、大多数の原告は過去にテキサス州内で営業行為を行っていた。

ブリティッシュ・コロンビア訴訟の被告は196名から成るが、その内194名は個人であった。被告の多くはブリティッシュ・コロンビア州の居住者であり、同州内で石綿に被曝して傷害を負い補償を求めているか、もしくはアスベストに被曝後死亡した人の相続人であった。その結果、労働者災害補償局が請求権を代位取得している。労働者災害補償局はテキサス訴訟の当事者ではないが、代位取得した全請求権に関しては実質的な訴訟当事者(*dominus litis*)である。残る法人被告は、テキサス訴訟に関与していないが、原告がもしブリティッシュ・コロンビア訴訟の被告に対して有責と判断されれば、分担乃至補償を求め得る相手であると原告は主張する。

原告は、テキサス州裁判所の管轄と裁判地(jurisdiction and venue)に対する異議申し立てが不成功に終わった後、ブリティッシュ・コロンビア請求者がテキサス訴訟を継続することを抑止する暫定的差し止め命令をブリティッシュ・コロンビア裁判所に求めた。差し止め命令は、被告が新訴訟をブリティッシュ・コロンビア州で提起したときは原告がその管轄に服することを条件に、認められた。一方に於いて、テキサス州裁判所は、ブリティッシュ・コロンビア州居住者以外の請求者がカナダ国内で外国訴訟差し止め命令を求めることを禁じる、外国訴訟差し止め命令訴訟の差し止め命令(anti-anti-suit injunction)を下した。ブリティッシュ・コロンビア控訴裁判所が一審判決を支持した後、テキサス訴訟原告はカナダ最高裁に上告した。

カナダ最高裁は、上告を認容して、差し止め命令の申し立てを却下した。判旨によると、内国裁判所が最も適正な法廷地であるとの主張が為され、且つ適正法廷地である可能性を秘めているときのみ、内国裁判所は外国訴訟差し止め命令の申し立てを受理することができる。申し立てを受理した裁判所は先ず、内国裁判所が自然法廷地、即ち関連要素を基礎にするととき訴訟及び当事者と最も密接な連結を有する法廷地であるか否か、換言すると、比較的に優れて適正であると明白に言える法廷地が他に存在するか否か決定しなければならない。仮に、フォーラム・ノン・コンヴィニエンスに関する法理を適用して、比較的優れて適正であると明白に言える代替法廷地が他に存在しないと外国裁判所

が結論付けたことに理があるならば、内国裁判所は申し立てを却下すべきである。もしそれが理のない結論であるならば、内国裁判所は更に進んで、差し止め命令の認可が原告から外国法廷地に於いてなら得られる利益を奪い、その結果司法的不正義となるか否かを決定しなければならない。

判決は続けて言う。事実審裁判官が外国訴訟差し止め命令を認めたのは誤りである。事実審裁判官は、裁判地の選択に関して、テキサス裁判所がフォーラム・ノン・コンヴィニエンス基準を適用しないと判断した後、その事実にも拘わらずなお、差し止め命令認可が適用すべき国際私法原則と一致するか否かの判断を怠っている。第二に事実審裁判官は、当事者が主張する裁判上の利益が仮に失われるとしてもそれは重要でないとの意見を示しながらも、テキサス訴訟は「被告に対して」苛酷であると判断している。二段階の判断基準の何れに於いても、事実審裁判官は、テキサス州にフォーラム・ノン・コンヴィニエンス法理が存在しないこと、及びテキサス州裁判所が外国訴訟差し止め命令訴訟の差し止め命令を下したことに過度の重要性を置いている。国際礼讓の原則があっても、外国裁判所がフォーラム・ノン・コンヴィニエンス法理を根拠として決定せねばならぬ必要性はない。テキサス州裁判所が裁判権を行使するのは、被上告人の或る者は同州の居住者であると共に州内で事業を行い、また或る者は居住者ではないが同州内で事業を営んでいる事実を根拠としている。テキサスとの充分なる連結は証拠により支持され、従って、テキサスの管轄は合衆国憲法のデュー・プロセス条項に則り確立されている。この条項の適用はフォーラム・ノン・コンヴィニエンス法理に関するカナダ国国際私法と調和し両立する。

次に本稿の主題となるエアバス・インダストリー事件貴族院判決に移る。

3. エアバス・インダストリー事件の事実関係

1990年2月14日、インドのバンガロー空港で、最終着陸態勢を取って進入中のインド航空エアバス A-320 機が滑走路手前の地面に墜落して炎上し、多数の乗客が死傷する大惨事となった。乗客の中にはロンドン在住のインド系英国人2家族が含まれていたが、4人が死亡し4人が負傷した。

1990年12月に公表された事故調査委員会の報告によると、墜落の原因はパイロット(2名とも事故で死亡)による機体の高度維持操作の過ちであり、空港当局の事故後の対応、特に衝突直後に発生した火災の消火作業、が適切を欠いたため、死傷者数が異常に増大した。

1992年2月12日、死傷したインド系英国人乗客は、パイロットの雇用主であるインド航空と空港当局に対する損害賠償請求訴訟をインド国内で開始した。(死後訴権が認められるため原告数は生存者4人プラス各家族の死亡者代

理人 2 人の 6 名となる。)

1992 年 3 月 6 日、インド航空に対する請求は責任制限額の上限となる £120,000 (原告全員に対する合計額) で和解が成立した。回収不能費用を控除すると純取得額は £75,000 に過ぎなかった。(和解ではインド系英国人乗客の訴訟費用をインド航空が負担するものと取り決められていたが、彼らが既に支払った治療費、航空運賃などは回収できない。)

一方の空港当局に対する訴訟は、訴訟手続の遅延に加え、原告死傷に関する空港当局の過失を立証することが困難であるため、殆ど進展を見ていない。

他方に於いて、インド系英国人乗客は、1992 年 2 月にテキサス州で訴訟を開始し、機体とその運営に何らかの関わりを持つ多数当事者を訴えた。被告にはフランスのトゥールーズで機体の設計と組立を行ったエアバス・インダストリーズ社が含まれていた。同一事故で死亡したアメリカ人乗客 3 人に関する類似訴訟もテキサス州で開始したが、両訴訟はその後併合された。

1992 年 11 月 21 日、エアバス社はバンガロー市・民事裁判所でインド系英国人乗客とアメリカ人乗客に対する訴訟手続を開始し、1995 年 4 月 22 日に裁判長は、被告(テキサス訴訟の原告)によるテキサスに於ける請求継続を阻止するため多数の宣言を行った。これには、被告はインド/バンガロー以外では世界中如何なる地の裁判所に於いてもエアバス社に対す訴訟を行えないことの確認、及び被告がインド/バンガロー以外の世界中他の地の裁判所でエアバス社に対して損害賠償請求を行うことを制止するための差し止め命令が含まれていた。

しかしながら、被告がインドの裁判管轄域内に所在しないため、この差し止め命令には抑止効果が無いに等しい。

そこでエアバス社は、(1)バンガロー判決を被告に強制するため、及び(2)英国居住者である被告がエアバス社に対してテキサス訴訟を継続することを、当該訴訟が司法正義に反し(contrary to justice)、[被告に対して]過酷(oppressive)であり、または[原告の]訴権濫用(vexatious)に相当することを根拠に、抑止する差し止め命令を英国高等法院から取得するため、英国内での訴訟を開始した。

1996 年 4 月 23 日、高等法院のコルマン判事(Colman J.)はバンガロー判決の執行乃至承認を拒否すると共に、差し止め命令の申し立ても却下した。そこでエアバス社は差し止め命令の申し立てを却下したコルマン判決に異議を唱えて控訴した。1996 年 7 月 31 日、控訴院は原告の控訴を認容し、被告がエアバス社に対してテキサスで訴訟を継続することを抑止する差し止め命令を下した。^{*10} これに対して被告は貴族院の許可^{*11} を得て上告した。

4 . テキサス訴訟

エアバス社は過去にテキサス州に本拠を置く法人と商取引を行っているため、テキサス州裁判所の管轄に服する。しかしながらエアバス社は、フランス政府の持ち株が過半数を超えることを根拠に、主権国家の免責に関する連邦法^{*12}に基づき、テキサス州裁判所の管轄に異議を唱えた。テキサス州地裁は異議を認めたが、テキサス州控訴裁判所がこれを覆したため、エアバス社は現在テキサス州最高裁に上告中である。

インド系英国人乗客がテキサス訴訟を開始した時点では、テキサス州にはフォーラム・ノン・コンヴィニエンス法理(principle of forum non conveniens)が存在していなかったため、エアバス社には訴訟手続の停止を申し立てることが許されなかった。^{*13}

原告の請求は、主として、機体に物理的欠陥が存在していたためエアバス社は米国製造物責任法によって責任を負うとの主張に根拠を置いているが、同時に、パイロットの機体操作の教習に関してエアバス社には過失があったとの主張も為されている。エアバス社に対する請求は厳格責任法理(principle of strict liability)に基礎を置いているため、機体の一部が欠陥状態にあったこと、及びその欠陥が原告の死亡と負傷の原因となったことのみを、原告は証明すればよい。更にテキサス州では損害賠償金の裁定に際して、懲罰的損害賠償金(punitive damages)を課すことが認められ、現に原告はこれを請求に含めている。またテキサス州では、全面成功報酬制度(contingency fee system)が認められるため、原告の訴訟費用をテキサス州弁護士が代わって負担することが、最終的な勝訴取得額の一定割合を弁護士に支払うとの事前合意の下に、可能である。

要約すると、インド系英国人がテキサス州で訴訟を開始した動機は、厳格責任法理、懲罰的損害賠償金、訴訟費用の全面成功報酬制度、及びフォーラム・ノン・コンヴィニエンス法理不適用にあったと言って良い。

5. 高等法院コルマン判事の判決理由

コルマン判事は先ず、実体訴訟手続(substantive proceedings)を英国裁判所が行行使し得るか否かは、外国訴訟差し止め命令を許可する裁判権が英国裁判所に有るか否かの必要前提条件ではないと、先例に照らして、判断した後、本件の如く結果的に、外国二国間の管轄抵触を審理するよう英国裁判所が求められたときは、外国訴訟差し止め命令の裁判権行使には相当の注意を払わねばならず、それ故、行使されることは極めて稀であろうし、実際上も、過酷性が明白に立証されたときのみに斯かる事情下での差し止め命令は許されるべきであるとの原則論を述べた。

次いでコルマン判事は、本事件両当事者の主張を司法的正義の観点から比較考量する。テキサス訴訟で敗訴するとインド航空とバンガロー空港当局に

対する損害金分担請求訴訟をインドで提起せねばならず、相反する判決が下される危険性に曝されるとのエアバス社の主張が、(1)仮に差し止め命令があっても、エアバス社はアメリカ人乗客に訴えられているため、テキサス訴訟が継続しないと考える理由がない、(2)テキサス訴訟提起を可能とした全面成功報酬制度の恩恵が無ければ、インド系英国人乗客には他の地で訴訟を開始する資力がなく、(3)インド訴訟は長期訴訟となる事実上の危険がある、とのインド系英国人乗客の主張を凌駕する程に決定的な司法的正義の不均衡(decisive balance of injustice)が存在するものと、エアバス社が立証できなかったと判断したコルマン判事は、テキサス訴訟が[被告に対して]過酷であり[原告の]訴権濫用に当たるとのエアバス社の主張を斥け、外国訴訟差し止め命令を許さなかった。

6. 控訴院ホブハウス判事の判決理由

控訴院では主要判決理由をホブハウス判事(Hobhouse L.J.)が述べた。(アルダス判事(Aldous L.J.)同意、ノース判事(Nourse L.J.)は簡潔な理由を付して同意。)

ホブハウス判事は先ず、英国内訴訟手続の防禦を目的としない(not made for the purpose of protecting proceedings in this country)外国訴訟差し止め命令を許可する裁判権が存在するか否かを検討した。諸先例、特にアエロスパシヤル社事件枢密院司法委員会裁決¹⁴を再検討した後、コルマン判事と同様に裁判権の存在を確認したホブハウス判事は、裁判所が決定すべき問題は、裁量権の行使に当たって、司法的不正義を阻止するために(in order to prevent injustice)差し止め命令が必要か否かであると結論付けた。

続いてホブハウス判事は裁量権行使の問題に移る。先ずホブハウス判事は、本件の如く結果的に、外国二国間の管轄抵触を審理するよう英国裁判所が求められたときは、過酷性が明白に立証されたときにのみ差し止め命令が許されるべきである、と判断したコルマン判事の誤りを指摘した。ホブハウス判事によると、コルマン判事はテキサス州裁判所がフォーラム・コンヴィニエンスの問題を考慮しない事実を無関係であると論じたため誤った結論を導き出したことになる。

そこでホブハウス判事は司法的正義が実際に存在するか否かの問題に関係する事情の三様態を明らかにする。それは次のようなものである。

(1)当事者間紛争を解決するための自然法定地(natural forum)を確認すること。ホブハウス判事によると、インドは適正法定地(appropriate forum)であり、フランスも同様である。インド系英国人乗客は明白に不適正な第三法定地テキサス州で訴訟を開始した。

(2) テキサス訴訟手続きの継続によりエアバス社は不利益を被るか (prejudiced) 否か? ホブハウス判事は、エアバス社の責任が厳格責任を基礎に決定されるであろうこと、及び同社が懲罰的損害賠償金を課せられる危険性に直面することを理由に、エアバス社は不利益を被るものと判断した。(テキサス法の下では厳格責任と懲罰的損害賠償金が適用されるが、これらは他の法定地でエアバス社の責任を決定する際には適正でない、とホブハウス判事は言う。) 更には、厳格責任を基礎としたエアバス社に不利な判決は、インドで提起するインド航空とバンガロー空港当局に対する損害賠償金分担請求訴訟に於いて、エアバス社を自らの過失を立証せねばならぬ不可能な立場に置くことになる。

(3) インド系英国人乗客にテキサス訴訟を制止する差し止め命令は彼らから正当と考えられる有利な条件 (legitimate advantage) を剥奪することとなるか否か? 彼らの依拠する有利な条件には二つある。第一はインド裁判所での長期裁判の回避であるが、テキサスでの長期的訴訟戦略の応酬を視野に入れると、本事件に関しては説得力に乏しい。第二はテキサス州で得られる訴訟費用の全面成功報酬制度である。もし差し止め命令が認められると、インド系英国人乗客には訴訟を維持する資力がないため、エアバス社に対する請求を続けることができない。しかしながらこの事情は、テキサス訴訟開始により非合法且つ不正義な有利条件 (illegitimate and unjust advantages) を獲得しようと試みた事実から発生したものである。

以上述べた事情に鑑み、コルマン判事が裁量権行使に当たり考慮すべき要件を誤って評価したものと結論付けたホブハウス判事は、コルマン判決を維持できないと判断した。ホブハウス判事によると、エアバス社をテキサス州裁判所に訴えたインド系英国人乗客の行為は明らかに過酷であり、エアバス社に重大な司法的不正義 (significant injustice) を与える原因となった。

以上の理由により、ホブハウス判事は、テキサス州に於けるエアバス社に対する訴訟を今後継続しないように、インド系英国人乗客を抑止する差し止め命令を許可すべきであると判示した。

7. 貴族院へ上告の趣意

上告趣意の中心を占める上告人 (インド系英国人乗客) の主張によれば、英国が実体的紛争 (substantive dispute) を審理する自然法廷地でないときは、英国裁判所は、政策または法律問題としても、他国に於ける訴訟手続を助力する目的で行われる第三の外国に於ける訴訟を差し止めることなど為すべきでない。換言すると、この種の問題に国際的警察官として関与することは英国裁判所の機能に含まれない。

上告人の挙げる残余の上告趣意は、斯かる事情の下で英国裁判所に差し止め命令を下すことが認められるものとした場合に、適用されるべき原則に向けられている。上告人は（就中）次の問題を提示した。斯かる場合に英国裁判所は英国裁判所が事実審理のための自然法廷地であるとき適用される基準と異なる判断基準を適用すべきであるか？；訴訟提起時にテキサス州にはフォーラム・ノン・コンヴィニエンス法理が存在しなかった事実に関連性があるとして、それは何か？；上告人がテキサス州で訴訟を提起することから得られる有利な条件の関連性は？；控訴院はコルマン判事の裁量権行使に容喙する権限を持つか否か？；もし介入することが認められるとして、控訴院の裁量権行使は妥当であったか否か？

しかしながら、残余の趣意は上告人が後日行った二件の譲歩、即ちテキサス訴訟では(1)懲罰的損害賠償金の請求権を放棄すること、(2)厳格責任主義に依拠する権利を放棄すること、により大幅に影響を受け、事実上変容していることに注目しなければならない。但し両譲歩共に上告人の主要趣意に影響を及ぼさないことを条件としている。この譲歩が適用されることになれば、差し止め命令を許可する裁判所の裁量権行使に多大の影響を与えることが容易に想像できる。

8．根底にある原則

貴族院で法廷意見を述べたゴフ卿(Lord Goff of Chieveley)は、上告人の行った譲歩に付き意見を表明する前に、上告人の挙げる主要な主張を検討することが必要と考えて、英国裁判所に与えられる外国訴訟差し止め命令認可の権限を基礎付ける原理に先ず言及している。

裁判管轄の抵触を解決する手法は現在世界に二つある。一つは大陸法系諸国の手法であり、他はコモン・ローの世界が採用するものである。欧州共同体の初期に於いて、加盟国間の裁判管轄抵触を回避することは必須条件であった。そこで考案されたのが詳細に規定した規則により裁判権を配分するブリュッセル条約であった。(英国は欧州共同体加盟に伴い、同条約を国内法化している。^{*15}) この制度は所期の目的を達成したものの、代価を支払わなければならなかった。代償は硬直性であり、硬直性は司法的不正義を生む源となる。

コモン・ロー世界では事情は正反対である。いわば、別個独立し各々が広範に基礎を置く[複数]裁判管轄の密林が世界中に存在している。英国を例に取れば、被告が管轄域内に居合わせることで管轄が確立し、特定の（広範に規定された）事情が有れば、管轄域外の被告に訴状を送達して管轄を確立できる。しかしコモン・ロー諸国の持つ潜在的に過度な裁判権は、概して、フォーラム・ノン・コンヴィニエンス法理（他の一層適正な法廷地のために訴訟手続を

停止（または却下）する裁判所の自己否定的規定）の採用によって縮小している。ブリュッセル条約加盟国間では適用されないこの法理は、スコットランドを源泉とし、主として米国で発展した。しかし少なくとも、英国の貴族院がスピリアダ・マリタイム事件^{*16} でこの法理を受け入れた後、コモン・ロー世界では広く採用されることとなった。ニュージーランドでは地中海クラブ事件^{*17}、オーストラリアでは変形した形ながらヴォス事件^{*18}、更にカナダではアムケム・プロダクツ事件^{*19} によってそれぞれ導入された。本事件が例証するようにインドも同様である。更に大陸法を継受した日本までが採用しているらしい^{*20} ことは興味深い。法理は不適正管轄に提起された事件を対象とし、コモン・ロー裁判管轄相互間では、事件が解決に適正な法廷地のみで提起されることを自然に促している。それ故この法理の目的はブリュッセル条約の根底にある目的と異なる。この法理では裁判管轄間の抵触を全て解決することはできず、またそれが目的でもない。実際のところ、異なる裁判管轄での並行訴訟すらそれ自体が受け入れ難いものとは考えられていない。その意味では、法理を不完全な武器と考えることも可能であるが、それは柔軟且つ实际的であり、実効が上げれば、实际的正義に貢献する結果を産み出す。しかしながら法理は当該国の自発的採用に依存しているため、本事件が示すとおり、一国が採用しないと、法理の普遍的採用により達成される微妙な均衡状態が、その限りに於いて破られることになる。

ここに至って、本事件に関連する外国訴訟差し止め命令を認める裁判権が問題となる。この裁判権は英国法の歴史に古く根ざしているが、最近では裁判権行使の原則についてアエロスパシヤル事件の枢密院司法委員会が再検証し、再述している。そこで述べた原則はカナダ最高裁（前記アムケム・プロダクツ事件）、オーストラリア最高裁（シー・エス・アール事件^{*21} の多数意見）及び本事件が示すとおりインドなど広範囲に追随が見られる。裁判権の根底にある広範な原則によれば、司法的正義の目的(the ends of justice)が必要とするとき裁判権は行使される。一般的に言えば、外国訴訟手続が[原告の]訴権濫用であるかまたは[被告に対して]過酷であるとき、それは起こる。歴史的に見ればこれらの術語は、アエロスパシヤル事件判決で指摘したように、異なる意義を与えられてきた。しかしアムケム・プロダクツ事件でソピンカ判事(Sopinka J.)は、訴権濫用または過酷性に関係なく、司法的正義の目的のみに基礎を置いた原則の構築を優先している。但し、アエロスパシヤル事件で強調したように裁判権の行使に際しては国際礼讓に考慮しなければならず、それ故裁判権は注意深く行使されなければならない。裁判権の持つこの側面についてはカナダ最高裁とオーストラリア最高裁が共に強調しており、本事件には特別の関連性があると思われる。

再度強調しなければならないのは、コモン・ロー裁判権の間ではブリュッセル条約に規定される如き制度が存在しないことである。各裁判権は独立しているのが基本原則である。したがって同一係争事項に付き複数管轄地で同時に訴訟手続が併存しても制限を受けない。単に訴訟手続の停止（または却下）と外国訴訟差し止め命令と言う二個の武器が有るのみである。しかもその何れにも限界がある。前者は当該国の自発的採用に依存し、後者は国際礼讓の抑制を受ける。したがって、この二個の武器が有れば殆どの事件で実際的正義は確保されるものの、それが常に可能であるとは言えない。

9. エアバス・インダストリー事件の問題点

ゴフ卿は続けて言う。既に指摘した如く、本事件で発生した第一の、しかも非常に重要な問題は、英国裁判管轄と当該訴訟手続との間には、被告（インド系英国人）が英国の居住者であるため、裁判管轄に服し、それ故英国裁判所の許可する差し止め命令によって効果的に抑止できること以外に、何ら関連ある連結が存在しない事情の下で、英国裁判所が外国訴訟差し止め命令を認めることができるか否かである。

この問題は「二者択一的法廷地事例」(alternative forum cases)のみならず、「単一法廷地事例」(single forum cases)に於いても発生し得る。何れの範疇に於いても、裁判権の根拠は、英国国内法で用いられる差し止め救済に特有の、広範な表現によって伝統的に述べられている。二者択一的法廷地事例では、裁判権は司法的正義の目的が求めるとおり、特に関連訴訟手続の遂行が訴権の濫用または[相手当事者に対し]過酷であるとき、行使されると言い、単一法廷地事例では、差し止め命令は不条理な(unconscionable)海外訴訟手続の遂行を阻止するために認められると言う。したがって焦点は、差し止め命令の如きエクウィティー上の救済に相応する、被告（差し止め命令請求訴訟の）行為の特性に当てられている。特に、外国訴訟差し止め命令を許可する裁判権は注意深く行使すべきことが国際礼讓によって要求されると屢々表現されているが、結果的に国際礼讓を破ることになる事情があるとき、外国訴訟差し止め命令の許可を回避するための何らの特定要件も課せられていない。本事件は初めて、しかも明確な形で、斯かる要件が認識できるか否か、またできるとしてそれは如何なる表現形式を執るべきかの問題を提起をしている。

英国と他の海外法廷地の選択となる二者択一的法廷地事例では、英国が紛争解決のための自然法廷地であるときにのみ通常は外国訴訟差し止め命令の申し立てが為されている。そのようなときには国際礼讓の侵害はない。アエロスパシアル社事件枢密院司法委員会裁決（ゴフ卿自身が裁決文を読み上げている）の一節は英国が自然法廷地であることを想定している。そこで、裁決は特

に本件の如き事案について言及して次のように言う。

「本院は特に、係争事項と何ら関わりがないものの、非常に広範な裁判権を行使し、且つ多大の誘因、特に著しく拡張した損害賠償金を、時には懲罰的損害賠償金をも、提供することにより、救済を求める訴訟提起を訴訟当事者に誘惑する外国裁判地が存在するため、現在では訴訟当事者は、斯かる外国裁判地での訴訟遂行を助勢されている事実と言及したい。通常の事情下であれば、現在では非常に広範な認容を受けているフォーラム・ノン・コンヴィニエンス法理を適用して、外国裁判所自体が自己の裁判権行使を、至当と考えれば、拒否することが確実な筈である。・・・しかし訴訟停止の認められないこともある。そのようなとき、もし英国裁判所が関連紛争を審理する自然法廷地であり、且つ外国裁判所で行われる訴訟手続に於ける原告の行為が[被告に対して]過酷であると、特に、英国裁判所が判断するときは、英国裁判所は、司法的正義のために、原告の外国裁判所に於ける訴訟遂行を抑止する差し止め命令を下すことができる。」

ここで示された例では、英国裁判所が紛争審理のための自然法廷地であることが二者択一的法廷地事例に於ける裁判権行使の必要条件と成るか否かを、判断の必要性が生じていない明らかな理由もあって、明確には述べていないものの、英国裁判所が自然法廷地であることを一応前提としている。しかしながら判決文の後段に於いて、司法委員会は、一般論として、差し止め命令を下す裁判所は訴訟審理のための自然法廷地であることを先ず結論付けなければならないと述べている。

この関係では他のコモン・ロー諸国の裁判管轄に言及することが有益である。アムケム・プロダクツ事件で判決を下したカナダ最高裁のソピンカ判事は次のように言う。

「もし外国裁判所が係属する訴訟を停止または却下すれば、問題は解決する。しかし外国裁判所による訴訟の停止または却下がないときは、内国裁判所は[外国訴訟]差し止め命令の申し立てを受け入れる処置を執らなければならないが、それは内国裁判所が適正法廷地であるとの主張が為され、且つその可能性のあるときに限られる。」

また、オーストラリア最高裁はシー・エス・アール事件判決の多数意見で次のように言っている。

「衡平を根拠に訴訟差し止め命令が求められる事案にあって、中心を占める問題は、申し立てを受けた裁判所または或る別の裁判所の何れが係争事項、または、少なくとも、申し立てに含まれる係争事項の一面、を審理し決定すべきかである。そして関係する裁判所が、それぞれ、オーストラリア裁判所と他国の裁判所であるときは、更に加えて、オーストラリア裁判所が問題決定のため

にヴォス判決の言う適正法廷地、即ち明白には不適正でない法廷地、であるか否かの問題が生じる。この付加問題の生じる事実、外国訴訟差し止め中間命令の排除的本質、及び国際礼讓の重要性が結合した結果、必然的要請として、オーストラリア裁判所は外国訴訟差し止め命令を認可する前に、係争事項をオーストラリア裁判所が裁決することが、明白に不適正でないという意味での、適正であるか否かの問題を勘案しなければならない。」

オーストラリア最高裁が判決文で国際礼讓に言及していることをここで強調したい。

次にアメリカ合衆国に移るが、そこでの事情は一層複雑である。フォーラム・ノン・コンヴィニエンス法理は米国で永らく認められてきた。この法理に関して注目すべき連邦最高裁判決にはガルフ石油会社対ギルバート事件^{*22}とパイパー航空機会社対レイノ事件^{*23}がある。訴訟差し止め命令を認可する裁判権も同様に米国では認められている。

レーカー航空を大西洋横断航路市場から閉め出すため多数の主要航空会社間に於いて略奪的低価格を用いる謀議が行われたと主張して、レーカー航空（清算会社）がブリティッシュ航空とブリティッシュ・カレドニアン航空（その他）を米国で訴えた有名な独禁法違反訴訟では、英国裁判所とレーカー航空が訴訟を提起したコロンビア特別区裁判所との間に外国訴訟差し止め命令の争いが展開された。ヨーロッパの航空会社数社に対する米国独禁法違反訴訟を阻止するレーカー航空への差し止め命令を英国裁判所が認めた後、コロンビア特別区[連邦地裁]のグリーン判事(Judge Greene)は、米国訴訟差し止め命令を未だ英国で取得していない他の航空会社に対して、米国訴訟差し止め命令を英国で訴求することを抑止する差し止め命令を下した。このグリーン判決はコロンビア特別巡回区連邦控訴裁判所で承認された。^{*24} 結局、問題は、英国裁判所はこの場合外国訴訟差し止め命令を認めるべきでなかったと明確に示したブリティッシュ航空対レーカー航空事件の貴族院判決^{*25}によって落ち着いた。

しかしながら、本件訴訟の関係で重要なのは、[コロンビア特別巡回区]連邦控訴裁判所のウィルキー判事(Judge Wilkey)の判決である。(嘗てゴフ卿は東京銀行事件^{*26}でウィルキー判決を絶賛している。)ウィルキー判事によると、訴訟差し止め命令は、大多数の場合(most often)、(a)禁止命令を発する裁判所の裁判権を防禦するため、または(b)訴訟地の重要な公共政策を訴訟当事者が回避せぬようこれを阻止するために、必要とされる。ウィルキー判決が米国内で強い影響力を示してきたのは事実であるとは言え、しかしながら、訴訟差し止め命令を認可する事情に関しては、[連邦控訴裁判所の]巡回区間で意見が分かれている。一つの解決策は、第2巡回区、第6巡回区、及びコロンビア特別巡回区が適用する所謂「比較的に厳格な基準」(the stricter standard)であつ

て、レーカー航空事件のウィルキー判決から派生するものである。この基準に従えば、裁判所は国際礼讓を顧慮すべきであり、外国訴訟差し止め命令を認めるのは、自己の裁判権を防禦する場合、または公共政策の回避を阻止する場合に限定される。典型例にはチュン・ヨン号事件^{*27} とガウ・シャン事件^{*28} がある。他の解決手法は、「比較的に緩やかな基準」(the laxer standard)と呼ばれ、第5巡回区、第7巡回区、及び第9巡回区で適用される。この手法によれば、外国訴訟が[原告の]訴権濫用であるか、[被告に対して]過酷であるか、またはその他衡平に反する辛苦をもたらすときに、外国訴訟差し止め命令は認められる。差し止め命令を認可すべきか決定するに際して、裁判所は外国主権国家の裁判権に対する影響を救済認容の一要件として考慮することとなるが、国際礼讓の侵害を招きかねないとの証明を必要とする。(例としては第7巡回区連邦控訴裁判所のポズナー首席判事(Chief Judge Posner)による2判決^{*29}がある。)

10. 単一法廷地事例

本件事件に適用されるべき原則を定式化する前に、英国で行われたレーカー航空訴訟から生ずる単一法廷地事例を振り返ることが有益であろうとゴフ卿判決は言う。

関連判決は二つある。第一事例のブリティッシュ航空対レーカー航空事件では、既に述べたとおり、ブリティッシュ航空とブリティッシュ・カレドニアン航空には差し止め命令を求める権利がないと貴族院が判決している。これら二社は、英米両国間の大西洋横断航空路を規制する両国政府間の協定に利害当事者として参加することにより、両国の個別法律(private law)に従うことを受認し、それ故に、米国内で両者に対して訴訟を提起したレーカー航空の行為が非条理(unconscionable)であるとは立証し得なかった。

第二事例のミッドランド銀行対レーカー航空事件控訴院判決^{*30}は本件事件と一層関連がある。レーカー航空は、ミッドランド銀行がレーカー航空の金融支援策に一旦は参加しながら、後に支援打ち切りに動いたことはレーカー航空を業務破綻に追い込む謀議に荷担したことを示すとの主張を根拠に、米国での独禁法違反訴訟に同銀行を(他の一行と共に)被告として加えていた。控訴院は、ミッドランド銀行の訴えに応じて、レーカー航空が同銀行を米国に於ける独禁法違反訴訟で訴えることを阻止する外国訴訟差し止め命令を認めた。その理由は、二当事者間の取引が英国法に従い、且つ国内事情の下で、行われた銀行の内国営業の一部であったことにあると思われる。その立場は次に引用するニール判事(Neill L.J.)の判決文に明白に示されている。

「A国の居住者が、同じくA国の他の居住者とA国内で一連の取引を行い、しかもその取引行為をA国の法律に従って合法に行ったときと言えども、

同時にその取引様態が B 国の或る法律に違反するため、B 国内で法的責任を追及される可能性があるとの論には、仔細に検討する価値がある。

「この問題は独禁法と全く関係のない他の分野でも多くの異なる状況下で発生し得る。問題が発生したときに、裁判所は B 国の裁判所に訴えられた当事者にとって、それが公平且つ衡平(just and equitable)であるか否かを審理する裁判権を有すると考える。・・・思うに、原告銀行とレーカー航空間の取引は・・・銀行の内国営業の一部である。取引は英国の法律に従い英国の状況下で行われ・・・原告銀行は関連銀行取引及び営業行為を、如何なる段階に於いても、米国政府当局の検査・監督下に於いて行っていない。したがって、英国裁判所は、原告銀行がニューヨーク裁判所に於ける訴訟手続に従わねばならぬこととなる事態を阻止するため、介入する裁判権を有するものと判断する。」

当該事件の判決が正しかったか否か当院がここで考慮するものではない。しかも本件事件で直面する問題が発生する事例でもない。仮に銀行が第三国、例えばインド、で営業を行い、全ての関連取引がインド法に従いインド国内で行われていたとすれば、同一の問題が発生したであろう。その場合には、そのような事情の下で、米国内の独禁法違反訴訟にインド銀行を被告として加えないようレーカー航空を抑止する差し止め命令を、レーカー航空が英国内で営業を行う会社であり、それ故英国内の訴訟に従う義務があるとの単なる理由を以て、英国裁判所が認可すべき立場にあるか否かの問題が発生していたであろう。その問題が肯定に解されるとしたら、即座に私は驚愕の反応を示すことであろう。何れにしても、ミッドランド事件で差し止め命令が認められた事情が、関連取引の本質が圧倒的に英国に関係していたことにあるのは注目される。したがって、これを基礎とすれば、国際礼讓の問題が審理に上らなかったため判決文にはこれに関する表現がないものの、この決定は国際礼讓と矛盾しないと言い得る。そしてこの論理を敷衍すると、ブリティッシュ・エアウェイズとブリティッシュ・カレドニアンに対するレーカー航空の米国訴訟を差し止める両社の訴えは、国際礼讓を根拠に、正当化され得ないと言える。

11. 国際礼讓

更にゴフ卿判決は続ける。

一般原則としては(As a general rule)、本事件で検討するが如き事例に於いて、外国裁判管轄内の訴訟手続を人に対して抑制するために、外国訴訟差し止め命令を英国裁判所が下すことが妥当とされる前段階として、差し止め命令に論理上必然的に伴う外国裁判所への間接的干渉を正当化できるための、係争事項に充分なる利害関係または連結(sufficient interest in, or connection with, the matter in question)を英国裁判所が有すべきことが、国際礼讓によって要求され

る。

二者択一的法廷地事例では、英国裁判所が紛争解決の自然法廷地であるか否かの問題の考慮が国際礼讓に關係する。斯かる事例に於ける適切な解決手法をアムケム・プロダクツ事件のソピンカ判事が検討している。

「アエロスパシヤル[事件枢密院司法委員会裁決]の分析を適用する第一歩は、内国法廷地が自然法廷地、即ち関連要素を基礎にするととき訴訟及び当事者と最も密接な連結を有する法廷地、であるか否か決定することである。私はこれにフォーラム・ノン・コンヴィニエンスに関する基準と整合するよう若干の修正を加えたい。この基準によれば、裁判所は、比較的に優れて適正であると明白に言える法廷地が他に存在するか否か決定しなければならない。訴訟停止に適用するこの修正の結果、最も適正である法廷地が存在しないときは、内国法廷地が適正法廷地である限りに於いて、内国法廷地が不戦勝となり、訴訟停止の申し立ては却下される。分析のこの段階で、内国法廷地は外国法廷地が裁判権を既に確立した事実を、国際礼讓として、認めなければならない。仮に上記フォーラム・ノン・コンヴィニエンスに関する法理を適用して、比較的に優れて適正であると明白に言える代替法廷地が他に存在しないと外国法廷地が結論付けたことに理があるならば、内国法廷地はその決定を尊重し、[外国訴訟差し止め命令の]申し立てを却下すべきである。我が国と他国の裁判所の間
に眞の意見不一致があるとき、我が国の裁判所が両裁判権の決定を勝手に専断すべきでない。多くの場合外国裁判所の決定から、その決定が我が国で得られるものと同様の原則に則って下されたか否か明らかになるであろう。しかしそれが明白でないときは、内国裁判所は結果が当該原則と調和するか否か検討しなければならない。

「外国裁判所がフォーラム・ノン・コンヴィニエンスに関する法理と調和しない根拠で裁判権を確立し、しかも同法理を適用すれば外国裁判所の決定が論理上到達し得ないものであると、内国裁判所が判断する場合には、内国裁判所はそこで[アエロスパシヤル]基準の第二段階[即ち、司法的正義の目的が差し止め命令を必要とするか否かを根拠として差し止め命令認可の可否を決定する]に進まなければならない。」

ソピンカ判事の注解は極めて興味がある。しかし、本事件との関係では、ここで詳細に検討する必要性はない。

単一法廷地事例ではこの解決手法は、既に述べたとおり、適用できない。しかしながら、そのような場合でも、英国法廷地と充分なる連結を確立することは可能であろう。特に、ミッドランド銀行事件が暗示する如く、関連取引が英国裁判権と連結を有する程度の検討が關係するか、または[コロンビア特別巡回区連邦控訴裁判所]ウィルキー判事の述べる原則が示す如く、差し止め命

令が英国法廷地の政策を防禦するため必要とされるか否かの問題の検討が関係することとなる。

私が先に述べた一般原則は、私の理解する限り、アムケム・プロダクツ事件のカナダ最高裁が採用した解決手法と一致している。それはまた、米国の第2巡回区、第6巡回区、及びコロンビア特別巡回区の採用する「比較的に厳格な基準」とも接近している。外国訴訟差し止め命令に適用される原則が英国で形成された伝統的手法は、第5巡回区、第7巡回区、及び第9巡回区が訴権濫用、過酷性及び衡平に反する辛苦に言及しているため、これら巡回区の採用する「比較的に緩やかな基準」と合致するとも言えるかも知れない。しかし、私の考えでは、本事件で発生した問題の重大性から、初めて英国裁判所は、外国訴訟差し止め命令を認める裁判権の行使に国際礼讓が課す制限を確認する必要性に迫られたこととなる。実際の処、私が優先する解決手法は、(ウィルキー判事の宣明する法と同様)国際礼讓に十分な敬意を払うこととなるとは言え、しかしその条件付きで、(ポズナー判事の宣明する法と同様)[外国訴訟差し止め命令を認める]裁判権の伝統的基礎は司法的正義の目的が要請するところに従って介入することにあるとの立場を維持している。

何れにせよ、私が述べた原則が過度の硬直性を以て解釈されないよう強く望む。それ故私は一般原則(a general rule)という表現を用いた。これは私が二者択一的事例であるアエロスパシヤル事件において、差し止め命令を認可する裁判所は「一般原則として」(as a general rule)訴訟審理の自然法廷地であることを確認すべきであるとの法を宣明したことと首尾一貫する。それはまたウィルキー判事が訴訟差し止め命令は、「大多数の場合」(most often)、判事が条件として挙げた二目的の[即ち、(a)禁止命令を発する裁判所の裁判権を防禦し、または(b)訴訟地の重要な公共政策を訴訟当事者が回避せぬようこれを阻止する]ため必要とされると述べたこととも一致する。確かに極端な事例もあろう。例えば、裁判権を行使する外国の行為が国際礼讓の通常なら求める敬意を剥奪して然るべきときは、外国訴訟差し止め命令を認可する裁判権の行使に課すべき斯かる制約は必要とされない。

本事件に於いてホブハウス判事は、訴訟提起時にテキサス州がフォーラム・ノン・コンヴィニエンス法理を認めていなかった事実に特別の重要性を付与している。しかしながら私の考えからすれば、同法理が決して普遍的には、特に大陸法系諸国の大部分に於いては、採用されていないことを念頭に置けば、同法理の不存在が英国裁判所に本事件へ介入する権限を与えるために充分であると認めることはできない。

12. エアバス・インダストリー事件の本質

ゴフ卿は言う。それ故私は、英国裁判所が介入しても国際礼讓に反しない他の何らかの様相が本事件に存在するか否か自問しなければならない。エアバス社が特別に依拠するのは次の事実である。テキサス以外に法廷地、即ち事実上当該紛争の自然法廷地であるインド、が存在するが、それにも拘わらず、被告（インド系英国人乗客）がインド裁判所の管轄域外に所在するため、被告をテキサスに於ける訴訟手続きの継続から抑制する実効性有る差し止め救済を与えることがインド裁判所にはできない。ところが、被告には英国裁判所の人的裁判管轄に服する事情があるため、[テキサス訴訟の被告に対しては]過酷と見なすことが妥当とされるにも拘わらずインド裁判所が阻止できないところの被告のテキサス訴訟追求を回避する手段として、エアバス社は結果的に英国裁判所の助勢を仰ぐこととなった。

英国裁判所がインド裁判所を助勢するため執られる通常の手順は、インド裁判所の判決の執行であることを、私は先ず指摘しなければならない。しかしながら本訴訟手続が示すとおり、インド判決の執行は本件では不可能である。エアバス社によるインド判決の執行乃至承認を求める試みはコルマン判事に対して為された。しかしコルマン判事の説得に失敗した後、エアバス社はコルマン判決の当該部分に関し控訴していない。したがって、エアバス社はインド裁判所の判決に直接依拠することなく、英国裁判所の裁判権が係争事項と利害関係乃至連結性を、通常なら、持たない本事件に於いて、差し止め命令を許可する英国裁判所自体の権限のみに単に依拠している。斯かる過程は、既に述べた理由によって国際礼讓に反するため、英国裁判所の権限外であると言わざるを得ない。独立した[複数]裁判管轄から構成される世界に於いては、外国裁判所の裁判権行使を他国の裁判所が干渉することは、たとえ間接的干渉であるにせよ、第三の裁判権が影響を受け干渉に無力である事実により正当化され得ないと考える。裁判権に利害関係を有する裁判所のみが問題に対処できることが基本原則であって、当該裁判所が無力であるからと言って、それ自体では、他の管轄裁判所による代理行為を正当化する充分なる理由とならない。コモン・ローの世界で広範に受け入れられているフォーラム・ノン・コンヴィニエンス法理を採用しない裁判管轄地に於ける行き過ぎた行為を抑制しようと試みても、外国訴訟差し止め命令という救済に依存する限りこれが制度上の限界である。

13. 貴族院の示す結論

ゴフ卿判決は結論として次のように判断している。このような理由から、本院は第一の問題に関する上告[英国が実体的紛争を審理する自然法廷地でないときは、英国裁判所は、政策または法律問題としても、他国に於ける訴訟手続を助力する目的で行われる第三の外国に於ける訴訟を差し止めることなど為

すべきでない]を認容し控訴院の命じた差し止め命令を廃棄する。そのため過酷性の問題は発生しない。もし過酷性の問題が起きているとすれば、上告人(インド系英国人乗客)が弁論終結時に提示した保証[テキサス訴訟では(1)懲罰的損害賠償金の請求権を放棄すること、(2)厳格責任主義に依拠する権利を放棄すること]を条件に上告を認容することになったであろう。その結果被上告人(エアバス社)は当該保証の利益を享受することとなり、訴訟費用も上告人の負担となったであろう。しかしながら本院の得た結論に至る過程では、未だ議論はその段階に到達していない。上告を認容し、本院及び前審・前々審の訴訟費用を被上告人の負担とする。但し、コルマン判事の裁量権行使へ容喙した控訴院の判決を本院が再審理しなかった事実のみから、問題が発生していたとすれば、本院が必然的にこの点に関する控訴院判決を承認していたであろうと推論してはならない。

14. 判決に付記された後記

ゴフ卿判決には次の補足がある。テキサス州が今日、他のコモン・ロー諸国と同様に、フォーラム・ノン・コンヴィニエンス法理を採用し、本事件に於いて発生した如き事情が再発する蓋然性が失われたことは、エアバス社には何らの助けにはならないものの、本院にとっては多少の慰めである。同法理は今や広範に導入されているためコモン・ロー世界全体で採用されることとなろう。それは独立した裁判権の行使する自己抑制に基礎を置くため、洗練された最先端の法理(one of the most civilised of legal principles)と見なすことができる。しかしそれが大陸法系諸国で受け入れられるか否かは予想できない。

15. おわりに

エアバス・インダストリー事件各審の判決理由は、次のように要約できる。係争事項に関し事物管轄を持たない英国裁判所が、外国裁判所間の管轄抵触を解決するため、英国裁判所の人的管轄に服する訴訟の一方当事者に対して何れか一国での訴訟手続を禁ずる旨の外国訴訟差し止め命令の認可を、訴訟の他方当事者から求められたときは、高等法院のコルマン判事によれば、英国裁判所には裁判権があり、裁量権行使の基準は司法的正義に基づく利害の比較考量である。しかし控訴院のホブハウス判事に従えば、裁量権行使の基準には更にフォーラム・ノン・コンヴィニエンスの法理を導入すべきこととなる。最後に貴族院は、国際礼譲を重視する立場から、英国裁判所の裁判権を一般原則として否定し、裁判権が例外的に認められる場合の裁量権行使の基準については、特に言及しなかった。

嘗てディプロック卿(Lord Diplock)が「今や司法ショーヴィニズムは国際

礼讓に位置を譲った」("judicial chauvinism has been replaced by judicial comity")とアビディン・デーヴァー号事件^{*31}で宣言した一事を想起するだけでも、ショーヴィニズムの色濃いホブハウス判決に納得し得なかった筆者にとっては、貴族院判決は予想どおりの決着である。しかし、フォーラム・ノン・コンヴィニエンス法理と外国訴訟差し止め命令をミラー・イメージの如く対比する本判決には、ブリュッセル条約の目指す管轄抵触の直截的解決法の影響が強く感じられ、却ってコモン・ローの特色が失われるように思われる。ゴフ卿自身が判決文に於いて二度繰り返すように、同一係争事項に付き複数裁判地で訴訟が同時進行しても一向に構わない。先行判決が後行訴訟手続に既判力(res judicata)として働くだけである。(但し第7巡回区連邦控訴裁判所のポズナー首席判事は、国際的並行訴訟を容認する他の巡回区判決を強く非難している。^{*32})その意味でも、外国訴訟差し止め命令の可否を論ずる米国判例が、常に国際礼讓を確認する一方に於いて、フォーラム・ノン・コンヴィニエンス法理には殆ど頓着しない事実と対比して、検討する必要が有ろう。

なお、外国訴訟差し止め命令を認可する基準に関し米国連邦控訴裁判所の巡回区間に存在する手法の相違は、国際礼讓に配慮する程度に関する見解の相違に過ぎない。「比較的に厳格な基準」に従えば、外国訴訟差し止め命令の請求が為されるときは、常に国際礼讓に対する脅威があるものと推定され、「比較的に緩やかな基準」によれば、外国訴訟差し止め命令が国際礼讓を侵害する可能性は否定しないものの、個々の事案毎に侵害の蓋然性が証明できなければならぬとされる。

最後にテキサス訴訟開始の一因を成した訴訟費用の全面成功報酬制度について一言付言しなければならない。従来英国では、弁護士と依頼人の間で訴訟開始前に結ばれる成功報酬契約は公益に反するため無効であるとされていた。^{*33}しかしごく最近になり、控訴院は先例を覆し、訴訟当事者の代理人となる事務弁護士が報酬の全部または一部を敗訴した場合には無償とする旨約束しても、勝訴した場合に通常の報酬と立て替え費用(ordinary profit costs and disbursements)を超えて請求しないのであれば法に反しないと判断している。但し、通常の報酬を超える報償を有効とするためには立法措置が必要であろうとの控訴院見解である。^{*34}

．．． 了 ．．．

初出：海事法研究会誌第145号（1998年8月号）（社）日本海運集会所

© Copyright 1998-2006 SEIJI ANDO All Rights Reserved

-
- *1 Brussels Convention on Jurisdiction and the Enforcement of Judgments in Civil and Commercial Matters (1982)
- *2 本稿ではコモン・ロー諸国の主要国として、英国、米国、カナダ、オーストラリア、ニュージーランドを念頭に置いている。
- *3 Airbus Industrie G.I.E. v. Patel, [1998] 2 W.L.R. 686 ; [1998] 1 Lloyd's Rep. 631 (H.L.(E.))
- *4 不法行為地をインドに限らず、エアバス・インダストリーを単に日本の製造会社に置き換えて考えるだけで、本事件が我々と無縁でないことが理解できよう。
- *5 Spiliada Maritime Corporation v. Cansulex Ltd. [1987] 1 A.C. 460; [1986] 3 W.L.R. 972; [1986] 3 All E.R. 843; [1987] 1 Lloyd's Rep. 1
- *6 Société Nationale Industrielle Aerospatiale v. Lee Kui Jak [1987] 1 A.C. 871; [1987] 3 W.L.R. 59; [1987] 3 All E.R. 510
- *7 Amchem Products Inc. v. Workers Compensation Board (1993) 102 D.L.R. 538
- *8 Rules of the Supreme Court, Order 11, rule 4(2)
- *9 Spiliada Maritime Corp. v. Cansulex Ltd. [1985] 2 Lloyd's Rep. 116
- *10 Airbus Industrie G.I.E. v. Patel [1997] 2 Lloyd's Rep. 8
- *11 1996年12月9日、マスティル、ニコルス、ホフマン三卿(Lord Mustill, Lord Nicholls of Birkenhead and Lord Hoffmann)による決定。
- *12 Foreign Sovereign Immunities Act, 28 U.S.C. §§1602-1611 (1976)
- *13 その後立法措置が執られ、現在ではテキサス州でもフォーラム・ノン・コンヴィニエンス法理が援用可能となっている。
- *14 Société Nationale Industrielle Aerospatiale v. Lee Kui Jak [1987] 1 A.C. 871; [1987] 3 W.L.R. 59; [1987] 3 All E.R. 510
- *15 Schedule 1 to the Civil Jurisdiction and Judgments Act (1982)
- *16 Spiliada Maritime Corporation v. Cansulex Ltd. [1987] 1 A.C. 460; [1986] 3 W.L.R. 972; [1986] 3 All E.R. 843; [1987] 1 Lloyd's Rep. 1
- *17 Club Mediterranee N.Z. v. Wendell [1989] 1 N.Z.L.R. 216 ; フランスに本拠を置く国際的旅行業者である地中海クラブのオークランド事務所の斡旋により、ニュー・カレドニアへ休暇旅行に出掛けたオークランド市民の原告が、地中海クラブの経営するリゾート・ホテルに滞在中に食中毒の被害を受けたため、地中海クラブのオークランド事務所に対して契約違反に基づく損害賠償を請求してニュージーランド裁判所に訴えた事件である。争点の一つは、ニュージーランド裁判所とニュー・カレドニア裁判所の何れが適正法廷地であるかの問題であった。ウェリントンの控訴裁判所は、スピリアダ事件貴族院判決を適用して、次のように判示した。ニュージーランド

国内で適正に訴えを提起された被告は、ニュージーランド裁判所がフォーラム・コンヴィニエンスでないことを証明しなければならない。基本原則は事案が全当事者の利益のため及び司法的正義実現のため適切に審理を行い得る法廷地を確認すること(to identify the forum in which the case can be suitably tried for the interests of all the parties and for the ends of justice)である。本件に於いては、全体としての契約の適正法(proper law)はニュージーランド法であり、しかも原告はニュージーランドに居住する多数の証人を申請している。しかし被告はニュー・カレドニアで裁判を受けることにより得られる利益を何らの示すことなく、また事案の解決を左右する如きニュー・カレドニア法の特別規定を挙げることもできなかった。従って、被告はニュージーランド裁判所がフォーラム・ノン・コンヴィニエンスであることの証明責任を果たすために充分説得力ある証拠を提示し得なかったものと判断する。

- *18 *Voth v. Manildra Flour Mills Pty. Ltd.* (1990) 171 C.L.R. 538 ; ニュー・サウス・ウェールズ州の会社がアメリカ国内の関係会社に製品を長期的に供給してきたが、その取引に関連して金利を受領することとなった。アメリカの所得税法によれば、ニュー・サウス・ウェールズ州の会社は当該金利に関し所得税の支払い義務があり、アメリカの関連会社はこれを源泉徴収しなければならない。しかし源泉徴収を怠ったため関連会社は源泉徴収額に加えて懲罰加算税を支払わなければならなかった。そこでニュー・サウス・ウェールズ州の会社が、ニュー・サウス・ウェールズ州裁判所に於いて、源泉徴収税に付き注意を喚起しなかったアメリカのミズーリ州市民である契約会計士に対し、専門家としてのネグリジェンス不法行為責任を原因とする損害賠償金を訴求した事件である。会計士の上告を受けたオーストラリア最高裁は、ニュー・サウス・ウェールズ州は訴訟の継続を許容するためには明白に不適正な裁判地(clearly inappropriate forum)であることを根拠に訴訟手続の停止を命じた。

オーストラリア最高裁の言うこの「明白に不適正な裁判地」基準は、スピリアダ・マリタイム基準の変形であると一般に理解されている。

- *19 *Amchem Products Inc. v. Workers Compensation Board* (1993) 102 D.L.R. 538
- *20 *Ellen Hayes*, "Forum non conveniens in England, Australia and Japan: the allocation of jurisdiction in transnational litigation" (1992) 26 U.B.C. Law Rev. 41 : この論文は、*Amchem Products Inc. v. Workers Compensation Board* (1991) 75 D.L.R. (4th) 1)が出た後、同事件のカナダ最高裁判決が下される以前の間隙を縫って発表されたものである。

*21 C.S.R. Ltd. v. Cigma Insurance Australia Ltd. (1997) 146 A.L.R. 402

*22 Gulf Oil Corporation v. Gilbert (1947) 330 U.S. 501

*23 Piper Aircraft Co. v. Reyno (1981) 454 U.S. 235

*24 Laker Airways Ltd. v. Sabena, Belgian World Airlines (1984) 731 F.2d 909 ; ロンドン・ニューヨーク間の定期航空路線に格安旅客運賃で参入したレーカー航空が、国際航空運送協会(IATA)加盟の大手旅客航空会社による略奪的価格設定と銀行借入金返済繰り延べ交渉の不調が原因となって清算に追い込まれたため、レーカー航空の精算人が英国、米国、及び欧州の主要航空会社を、米国独禁法違反とコモン・ロー上の意図的不法行為を原因として、米国コロンビア特別区連邦裁判所に訴えた事件である。英米両国の裁判所間で外国訴訟差し止め命令(anti-suit injunction)と外国訴訟差し止め命令訴訟差し止め命令(anti-anti-suit injunction)の応酬が交わされたが、本判決は、その一環を成すもので、レーカー航空とサベナ・ベルギー航空、KLM オランダ航空間の外国訴訟差し止め命令訴訟差し止め命令訴訟である。

連邦地裁のグリーン判事が下した差し止め命令を承認したワシントン特別巡回区連邦控訴裁判所のウィルキー判事は、原告による独禁法違反訴訟の原因を成す取引について英米両国が法的競合管轄権 (concurrent prescriptive jurisdiction)を共有することを確認したうえで、米国に於ける請求が米国裁判所で、米国裁判所からその管轄権を奪うことを単に目的とする英国訴訟から成るところの、外国の干渉無く行われることを許容するための防禦的仮差し止め命令は、国際礼譲の原則と競合管轄権によって授權されていると判示した。判決に示された一般的基準に追従する判決がその後多数現れた。

*25 British Airways Board v. Laker Airways Ltd. [1985] 1 A.C. 58; [1984] 3 W.L.R. 413; [1984] 3 All E.R. 39 ; レーカー航空から、独占禁止法違反と不法行為を原因とする損害賠償請求訴訟を、欧米航空会社数社と共に米国コロンビア特別区連邦裁判所に提起された英国航空会社二社が、英国裁判所に、レーカー航空に対する責任不存在の確認と、レーカー航空に米国訴訟を継続しないよう抑止する差し止め命令を求めて開始した訴訟である。貴族院はレーカー航空の上告を一部認容して次のように判示した。レーカー航空が米国訴訟の根拠として主張する英国航空会社二社の行為は英国裁判所が審理できる訴訟原因ではないため、事案はレーカー航空による請求の是非を判断する管轄権が単一の法廷地のみが存在し、それが外国裁判所である事例である。そのような場合に、レーカー航空に対し当該裁判所への訴えを禁ずることは、同社の請求につき有利な本案裁決を得る機会を全面的に阻止することとなる。そのような事情があるときは、英国航空会社二

社は、米国訴訟で訴えを受けることのないコモン・ロー上またはエクウィティー上の権利を、英国法上有することを立証しなければならない。従って問題は、レーカー航空が英国航空会社二社を米国裁判所に訴えることが非条理(unconscionable)であり、司法的不正義(unjust)となるか否かである。事実から判断すると、英米二国間の太平洋横断航空路線を規制する協定に参加した英国航空会社二社は、両国の個別法律に従うこととなり、従ってレーカー航空の行為が非条理であることの立証ができない。

*26 Bank of Tokyo Ltd. v. Karoon (Note) [1987] 1 A.C. 45, 57-59; [1986] 3 W.L.R. 414; [1986] 3 All E.R. 468

*27 China Trade and Development Corporation v. M.V. Choong Yong (1987) 837 F.2d 33 ; 貨物船が座礁したため貨物の大豆が海水による汚染損害を被ったと主張する貨物所有者が米国で船舶所有者に対する海事訴訟を開始した。船主は既に保証金を供託し、フォーラム・ノン・コンヴィニエンスを根拠に訴え却下を求める権利を放棄している。ところが船主は、自国の韓国裁判所に於いて、貨物損害に関して責任の無いことの確認を求める並行訴訟を開始した。外国訴訟差し止め命令を求める貨物所有者の申し立てに対して、第 2 巡回区連邦控訴裁判所は、ウィルキー判決が示す基準を適用して、韓国訴訟は、ニューヨーク州南部地区連邦地裁の裁判権、及び当該法廷地の重要な公共政策の何れに対しても何らの脅威とならないため、外国訴訟差し止め命令を認めた地裁判断には裁量権の濫用があると判示した。

*28 Gau Shan Co. Ltd. v. Bankers Trust Co. (1992) 956 F.2d 1349 ; 香港の綿花商社が、自己の振り出した約束手形に関連して詐欺とネグリジェンス不法行為が行われたと主張して、米国の銀行をテネシー州西部地区連邦地裁に訴え、手形の無効確認と3倍賠償金の支払いを求めた。商社は同時に銀行が香港で手形金支払い訴訟を提起することを禁じる旨の外国訴訟差し止め命令を求めた。第 6 巡回区連邦控訴裁判所は、コロンビア特別巡回区と第 2 巡回区の基準が国際礼譲の原則に合致すると判断し、香港訴訟によって連邦地裁の裁判権が脅威に曝されることが無く、しかも重要な公共政策が侵害されることもない本件事情の下では、外国訴訟差し止め命令は妥当しないと判断した。

*29 Philips Medical Systems International N.V. v. Bruetman (1993) 8 F.3d 600 ; 米国とアルゼンチン両国を居所としながら、高度先端技術を用いた医療器具を南米諸国に販売していたアルゼンチン系米国市民の医師（被告）が、オランダの医療器具製造販売会社（原告）から納入を受け、チリ国内の病院に転売した医療器具代金を支払わなかったため、原告が、米国とアルゼンチンの裁判所に並行して、被告に対する代金支払い請求訴訟を提起した事

件である。米国訴訟に於いて、訴訟手続の進行に懈怠した被告は敗訴判決 (default judgment) を受けた。その後、懈怠判決解除の複数条件が裁判所から示されたが、条件の一つとして、被告が納入先病院から受領した納入医療器具代金見返りの為替手形を裁判所に提出することが求められた。ところが為替手形は他の法廷地であるアルゼンチン裁判所に既に供託済みであった。被告がアルゼンチン裁判所から為替手形を取り戻すためにはアルゼンチン訴訟に於ける防禦方法を一切放棄しなければならない。そこで、米国裁判所の命令がアルゼンチン訴訟に重大な影響を与えるものとして、国際礼讓の問題が論議されることになった。

Allendale Mutual Insurance Co. v. Bull Data Systems Incorporated (1993) 10 F.3d 425) ; フランスのコンピューター製造会社の在庫製品を保管する倉庫に火災が発生し製品が全焼した。在庫製品の危険を担保する火災保険証券には、重複する二件の証券があった。一つの証券は製造会社が全世界に保管する在庫製品を米国の保険会社が担保するものであり、第二の証券は米国保険会社の英国子会社が発行した仏文保険証券でフランス国内の在庫製品のみを対象とするものであった。第二の証券は、保険金額が限定されているため火災事故損害を充分には填補せず、またフランス国リール商業裁判所の専属管轄条項を含んでいた。両証券共に保険契約者は製造会社の米国子会社であった。火災が製造会社による意図的放火による可能性が強いと主張する保険会社は保険金の支払いを拒んだうえ、イリノイ州北部地区連邦地裁に保険金債務不存在の確認を求める訴訟を開始した。製造会社の米国子会社も同地裁に保険金支払い請求訴訟を提起したが、両訴訟は併合された。他方に於いて製造会社の米国子会社はリール商業裁判所で並行訴訟を開始した。但し放火の嫌疑で刑事事件審理が開始したため、フランス訴訟は、刑事事件審理の決着を見るまで停止された。

保険会社が求めた予備的外国訴訟差し止め命令 (米国訴訟で終局判決が確定するまでの間、製造会社の米国子会社がフランス訴訟を継続することを禁じる) を地裁が認めたため製造会社の米国子会社が控訴したが、第 7 巡回区連邦控訴裁判所は地裁判断を承認した。判決理由に、国際礼讓に関する考察が含まれている。

*30 Midland Bank Plc. v. Laker Airways Ltd. [1986] 1 Q.B. 689; [1986] 2 W.L.R. 707; [1986] 1 All E.R. 526

*31 The Abidin Daver [1984] A.C. 398, 411; [1984] 2 W.L.R. 196; [1984] 1 All E.R. 470; [1984] 1 Lloyd's Rep. 339

*32 Philips Medical Systems International N.V. v. Bruetman (1993) 8 F.3d 600, 605
"This increasingly is one world and we have difficulty seeing why the usual and

by no means stringent rules for limiting duplicative litigation should stop at international boundaries."

*33 *British Waterways Board v. Norman*, (1993) 26 H.L.R. 232; *Aratora Potato Co., Ltd. v. Taylor Joynson Garrett* [1995] 4 All E.R. 695

*34 *Thai Trading Co. v. Taylor* [1998] 2 W.L.R. 893